

区域の名称	土地の区域
袖一 1	袖ヶ浦市久保田及び代宿の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一 2	袖ヶ浦市神納、蔵波、久保田及び飯富の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一 3	袖ヶ浦市神納の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一 4	袖ヶ浦市奈良輪及び坂戸市場の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一 5	袖ヶ浦市坂戸市場の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一 6	袖ヶ浦市坂戸市場及び神納の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一 7	袖ヶ浦市神納及び飯富の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一 8	袖ヶ浦市大曾根及び野田の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一 9	袖ヶ浦市大曾根、勝及び岩井の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一 1 0	袖ヶ浦市下泉及び岩井の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一 1 1	袖ヶ浦市永地及び下泉の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一 1 2	袖ヶ浦市横田の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一 1 3	袖ヶ浦市大鳥居の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一 1 4	袖ヶ浦市横田の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一 1 5	袖ヶ浦市横田、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、戸国飛地及び百目木飛地の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一 1 6	袖ヶ浦市三箇、野里、百目木、横田、堂谷及び戸国飛地の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一 1 7	袖ヶ浦市高谷及び三箇の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域

備考

- 1 「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び君津土木事務所並びに袖ヶ浦市役所に備え置いて縦覧に供する。
- 2 「災害危険区域等」とは、次に掲げる区域等をいう。
 - イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域
 - ロ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
 - ハ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
 - ニ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
 - ホ 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項に規定する浸水被害防止区域
 - ヘ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
 - ト 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号ロに掲げる農地又は同法第5条第2項第1号ロに掲げる農地若しくは採草放牧地に該当する土地の区域
 - チ 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項並びに第25条の2第1項及び第2項に規定する保安林